

平成31年

第1回市議会定例会 議案第36号

函館市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例  
の一部改正について

函館市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例  
の一部を改正する条例

函館市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例（平成24  
年函館市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号および第7号中「短期大学」の後ろに「（同法に基づく  
専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の後ろに「（同法  
に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、一般  
廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格に関する規定を整備するた  
め